

熊本市景観条例（平成21年条例第42号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 この条例において「特定施設」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第4号若しくは第5号又は同条第6項第4号</u>に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号の給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）その他当該区域の景観を構成する上で重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。</p> <p>7（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 この条例において「特定施設」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第7号及び第8号並びに</u>同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号の給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）その他当該区域の景観を構成する上で重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。</p> <p>7（略）</p>